

## 令和2年度小型合併処理 浄化槽補助金申請を受付

**対象** 市内において、10人槽以下の小型合併処理浄化槽を住居用に設置する方で、令和3年3月末までに浄化槽設置工事を完了できる方。（ただし、すでに着工されている方ならびに下水道法第4条第1項の事業計画に定めた区域、阿南市伊島地区コミュニティ・プラント事業区域、阿南市春日野地域下水道条例第4条に規定する区域、阿南市西春日野生活排水処理施設条例第4条に規定する区域、阿南市パストラルゆたか野団地生活排水処理施設条例第4条に規定する区域および阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設条例第4条に規定する処理区域は除

きます。なお、阿南市羽ノ浦農業集落排水処理施設の管理上、当該施設に接続することができない場合は、補助対象とすることができません。）

**補助金額** 国の制度が改正されたことに伴い令和2年度より補助金額が変更されました。

▼5人槽／6万6千円～33万2千円  
▼6～7人槽／6万6千円～41万4千円  
▼8～10人槽／6万6千円～54万8千円

くわしくは環境保全課までお問い合わせください。

**申請期間** 4月1日(水)～11月30日(月)（土、日、祝日除く）

午前8時30分～午後5時15分  
**交付者の決定** 申請順に予算の範囲で決定します。

**申請方法** 補助金交付申請書

## 令和2年度 阿南市住宅用太陽光発電システム 導入支援事業補助金申請を受付

住宅用太陽光発電システムを導入する方に対して補助金を交付します。申請方法等くわしくは、市ホームページをご覧ください。

**金額** 1件につき5万円

**募集件数** 100件

※募集件数に達した時点で受付を終了します。

**募集期間** 4月1日(水)～11月30日(月)

※郵送による応募は受付できません。

※店舗兼住宅、アパート・マンション等の集合住宅は対象外です。

**問い合わせは**

環境保全課 (☎22-3413) へ

（環境保全課備え付け）に必要書類を添付の上、浄化槽設置工事が始まる日の8日前までに提出してください。

### 必要書類

① 浄化槽設置届出書または浄化槽設置に関する計画書の写し

② 設置場所の案内図

③ 浄化槽設置費の見積書の写し

④ 浄化槽の構造図

⑤ 浄化槽の配置配管図

⑥ 住宅等を借りている方は、賃貸人の承諾書

⑦ 登録証の写しおよび登録浄化槽管理票（C票）

⑧ 浄化槽設備士免状または小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会受講証の写し

⑨ 機能保証制度に基づく保証登録証の写し

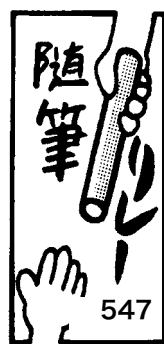
⑩ 浄化槽法第7条および第11条検査手数料払込証明書

⑪ 申請者本人の住民票および前年度の納税証明書（市区町村が発行するもの）

⑫ 申請者住所地の浄化槽保守点検記録票の写しまたは浄化槽設置情報確認書（市外または集合住宅等に住所のある方は除く）

⑬ その他必要と認める書類

**申請先・問い合わせは** 環境保全課 (☎22-3413) へ



### 「当たり前の変化」

羽ノ浦で生まれ育ち、高校卒業とともに大阪へ行き、今の仕事の修行に励み、約10年間過ごした。その後に徳島に帰ってきて、はや6年が経とうとしている。

その中で時代の変化が目まぐるしいことに気付いた。

#### 通信ス

テムを例に挙げると、小学生の時は携帯電話などなく、あったのはPHS。中学生になり携帯電話が普及し始めて、高校生になれば学割によって学生でも携帯電話を持つのが当たり前になった。

社会人になってスマートフォンが普及し、今では8割超の国民がスマートフォンを持っていてるそうだ。「現在の常識は、未来の

#### 非常識

「当たり前だが、当たり前が変わるスピードがものすごく早く感じるし、実際に早い。今行っていることを来年もできる保証はない。仕事も家庭も遊びも。そんな時代をどう生きるのか？」

【楽しむ】これしかない。

まじめに考えて過ごす一日よりも、楽しいことを考えて過ごす一日の方が何倍も楽しい。そう過ごした方が「当たり前の変化」に対応しやすいように思う。



羽ノ浦町  
高木 啓希さん

そして、これから訪れる未来を楽しむ。

「当たり前」の前の変化」を【楽しむ】る人間」になりたい、と願う今日この頃だ。

さらに言うと、

「どう楽しむか？」

「誰と楽しむか？」

「何を楽しむか？」

を考えるだけで楽しくなってくる。「楽しむ」のパワーって本当にすごい!!

次は羽ノ浦町の児島史晃さんにお話しします。